

しずおか県民カレッジ運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、しずおか県民カレッジ（以下「県民カレッジ」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 県民カレッジは、個人の能力を高めたり、新しい人生を創出したりすることを支援し、学習成果を活かした社会活動参加の促進を図る。多様化・高度化した県民の学習欲求に応じた学習機会及び総合的・体系的な学習情報を提供することにより生涯にわたり主体的に学び、その成果を地域や社会に生かすことができる人づくりを推進する。

(入学対象者)

第3 静岡県内に在住している者とする。

(学長及び副学長)

第4 県民カレッジに学長及び副学長を置く。

2 学長は、静岡県知事をもって充てる。

3 副学長は、静岡県教育委員会教育長をもって充てる。

(事務局)

第5 県民カレッジの事務を処理するため、事務局を静岡県総合教育センター内に置く。

2 事務局長は、静岡県総合教育センター所長をもって充てる。

(学長、副学長及び事務局の職務)

第6 学長は、県民カレッジを代表し、学務を総理する。

2 副学長は、学長を補佐し、学長が不在のときは、その職務を代理する。

3 事務局長は、県民カレッジの運営に関し必要な事務処理を総括する。

4 事務局は、県民カレッジの運営に関し必要な事務処理を行う。

(運営委員会)

第7 県民カレッジの運営に関する事項について審議を行う場合は、必要に応じて運営委員会を開くことができる。

2 県民カレッジ運営委員会は、静岡県生涯学習情報発信システム運営委員会をもって代えることができる。

(実施団体等)

第8 実施団体は、静岡県生涯学習情報発信サイト「まなぼっと」に掲載している団体とする。

(連携講座の申請)

第9 県民カレッジ連携講座の実施を希望する場合は、連携講座登録申請書を事務局に提出し、事務局が承認する。

(連携講座の対象基準)

第10 県民カレッジ連携講座の対象となる講座は、以下の条件を満たす講座とする。

- (1) 1時間以上の講座とする
- (2) 受講生の安全性に関し、十分な配慮がなされていること
- (3) 講座参加費を徴収する場合は、実費程度であること
- (4) 次のア・イ以外の理由を除き、受講者を限定しないこと
ア 講座の性格上必要な場合は性別や年齢による限定も可
イ 市町実施講座においては、当該市町の住民の受講を優先することは妨げない
- (5) オンライン講座は、主催者が受講者の履行を確認できるようにすること
- (6) 県民カレッジ事務局から承認された講座であること
- (7) 法令に違反していないこと、又は法令に違反するおそれのないこと
- (8) 収益等による直接的な営利を目的にしないこと
- (9) 特定の商品の販売行為、宣伝行為をしないこと
- (10) 第三者の財産、権利、名誉を侵害したり、不利益を与えたりしないこと
- (11) 第三者を誹謗、中傷する内容でないこと
- (12) 公序良俗に反しない内容であること
- (13) 特定の宗教・思想・政治的な活動や加入につながらないこと

(単位認定時間)

第11 1時間1単位として認定する。

2 1時間以上で分単位の端数が出る場合、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げ1時間とする。ただし、講座中に30分以上の休憩がある場合、その休憩時間は単位認定時間に含めない。

3 その他、不明な点は事務局と協議するものとする。

(講座の体系)

第12 学習情報を体系的に提供するため別表のとおり部門を設け、講座を学習分類に応じて位置づける。

(講座の定員、募集及び決定)

第13 実施機関は、講座の定員等を定め、受講生を募集し決定する。

(連携講座受講の修了認定)

第14 実施機関は、講座修了後、第9に定められた基準に準ずる連携講座を受講した受講生に対して、県民カレッジ受講手帳に県民カレッジシールを貼

付、もしくは実施機関の印を押印し、修了認定を行う。

(称号の授与)

第 15 学長は、所定の単位を取得した受講生で、称号取得を希望する者の申請があった場合、学長名で以下のとおりの称号を記載した証書を授与する。

なお、証書の再発行は行わない。

- (1) 100 単位：ふるさと学士
- (2) 300 単位：ふるさと修士
- (3) 500 単位：ふるさと博士
- (4) 1000 単位：ふるさと名誉博士

2 修了認定を受けた者のうち、称号取得を希望する者は、以下の手続きをとる。

- (1) 県民カレッジ受講手帳に必要事項を記入する。
- (2) 記入した県民カレッジ受講手帳及び返信用切手等を同封し、事務局へ郵送する。返信用切手が不足している場合は、県民カレッジ事務局から申請者へ連絡があるので、連絡後不足分の切手を事務局へ速やかに郵送する。

3 学長は、第 13 に定める修了認定を受けた者に対して称号を授与する。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、県民カレッジに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる要綱は廃止する。

- (1) しずおか県民カレッジの組織に関する要綱
- (2) しずおか県民カレッジの運営に関する要綱

(別表)

部門別分類表

部門番号	部門	学習内容と講座例	キーワード
1	ふるさと生活学	健康で豊かな生活を送るための講座 例：家庭教育、ボランティア、カウンセリング、福祉、医療、看護、食生活エクササイズ、ヨガ、体力づくりなど	健康福祉食
2	ふるさと社会学	社会の様々な課題について学ぶ講座 例：政治、経済、経営、マネジメント、金融、法律、社会学、共生、男女共同参画社会など	社会経済
3	ふるさと文化学	文化、芸術、競技スポーツ、ダンス、趣味などについて学ぶ講座 例：文学、各種スポーツ、各種ダンス、バレエ、音楽、美術、工芸、カメラ、料理など	文化芸術
4	ふるさと地域学	さまざまな地域の歴史、文化、自然、地域づくりについて学ぶ講座 例：歴史・文化・自然から地域への理解を深めるもの、フィールドワーク、まちづくり、観光など	地域郷土歴史
5	ふるさと国際学	国際理解や国際感覚を養う講座 例：外国語の学習、国際交流や文化交流、国際問題に関するもの	国際理解
6	ふるさと情報学	科学技術が高度に発達した社会で求められる専門的な技術を学ぶ講座 例：パソコン、IT、ものづくり、工学、科学技術など	科学情報
7	ふるさと環境学	環境について学ぶ講座 例：環境問題、環境保全、リサイクル、防災など	環境防災
8	ふるさと総合学	総合的に、いくつかの分野・領域にまたがり学習する講座	いくつかの分野にまたがるもの

しずおか県民カレッジ連携講座登録申請書

提出日：令和 年 月 日

項目	記載内容
講座名称	
主催団体名	
開催日時	
会場（住所含む）	
参加料	
講座の趣旨・目的	
講座内容（概要）	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
添付資料	

【提出方法】

- ・原則として電子メール（PDF または Word）で提出してください。
- ・チラシ等に上記内容が記載されている場合は、「チラシ掲載」と記載いただき提出ください。

提出先：静岡県総合教育センター 企画・生涯学習班（県民カレッジ事務局）

E-mail：sogokyoiiku-soumuict@pref.shizuoka.lg.jp

しずおか県民カレッジ連携講座登録申請書

記載例

提出日：令和8年7月1日

項目	記載内容
講座名称	あすなる歴史探訪講座
主催団体名	あすなる学びクラブ
開催日時	令和8年9月1日（火）10時から12時まで
会場（住所含む）	掛川市富部456
参加料	材料代500円
講座の趣旨・目的	市民が集まり交流することで、日々の生活や地域での活用につなげることを目的とする。
講座内容（概要）	地域の歴史について分かりやすく学び、体験や意見交換を通して理解を深める。
担当者名	富士山太郎
電話番号	0537-12-3456
メールアドレス	●●●●@●●●●
添付資料	募集チラシ

【提出方法】

- ・原則として電子メール（PDF または Word）で提出してください。
- ・チラシ等に上記内容が記載されている場合は、「チラシ掲載」と記載いただき提出ください。

提出先：静岡県総合教育センター 企画・生涯学習班（県民カレッジ事務局）

E-mail：sogokyouiku-soumuict@pref.shizuoka.lg.jp